平成 15 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

法人名 苓北町農業協同組合 新出資金の額 314,162,000 円 旧出資金の額 315,420,000 円

\_\_\_\_

## 熊本県公告第676号

熊本県卸売市場条例(昭和 46 年熊本県条例第 67 号)第 33 条の規定により次のとおり住所の変更の届出があったので、同条例第 37 条の規定により公告する。 平成 15 年 9 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

法人名 苓北町農業協同組合 新住所 苓北町志岐 1010 番地 旧住所 苓北町志岐 286 番地

## 登載依頼

## 熊本県公安委員会規則第7号

熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

平成 15 年 9 月 19 日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

熊本県道路交通規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則

(熊本県道路交通規則の一部改正)

第1条 熊本県道路交通規則 (昭和47年熊本県公安委員会規則第1号) の一部を次のよう に改正する。

第17条第2項第4号中「第29条第1項第2号」を「第29条第1項第4号」に改める。 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則(平成14年熊本県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第29条第1項第2号」を「第29条第1項第4号」に改める。 附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

菊池地区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会公告第1号

菊池地区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 15 年 9 月 19 日

熊本県菊池地域振興局長

1 開催日時

平成 15 年 9 月 25 日 (木)

午後2時から午後4時まで

2 開催場所

熊本県菊池市隈府 1272 - 10

熊本県菊池地域振興局 大会議室

3 議題

高齢者や障害者にやさしいまちづくり条例の改正について

4 傍聴者の定員

10 人

- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、菊池地区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できます。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先

熊本県菊池市隈府 1272 - 10

菊池地区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会事務局

(熊本県菊池地域振興局保健福祉環境部総務企画課)

(電話 0968 - 25 - 4155 内線 540)